

第8章 公共料金の割引

JR旅客運賃の割引 身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(第1種または第2種の記載のあるもの)の交付を受けているかたは、手帳を提示することで次のとおり割引されます。

【対象者】身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者

対 象	乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 ※特急券は割引対象外	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者、または12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除く。)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃は割引を適用しません。
第1種・第2種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える区間(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

【利用方法】

乗車券購入の際に、発売窓口で手帳を提示してください。なお、第1種障害者が介護者とともに乗車する場合には、乗車距離100キロまでの普通乗車券に限り自動券売機で小児用乗車券を購入できますが、この際、係員のいる改札口をお通りいただき手帳を提示してください。

【お問い合わせ】 JR各駅

私鉄旅客運賃の割引 身 知 精

対象者、内容、利用方法ともJRの場合に準じます。ただし、各私鉄により割引内容が異なることがあります。詳しくは、直接、各鉄道会社へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 私鉄各駅

バス運賃の割引 身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたは、県内を発着するバスを利用する場合、手帳を提示することにより、次のとおり割引されます。

【対象者】身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

対 象	乗車券の種類・割引率	取扱区間
身体障害者 知的障害者 精神障害者	普通乗車券 ・ ５０％ 定期乗車券 ・ ３０％	県内路線バスの乗車区間

※第１種身体障害者手帳および第１種療育手帳所持者の介護者も同率割引されます。

※精神障害者保健福祉手帳については、写真の貼付のある場合のみ割引になります。

※各市町村のコミュニティバスは、各市町村の規程によります。

【利用方法】 料金を支払う時に手帳を提示してください。

定期券を購入する時は窓口到手帳を提示してください。

※事業者により適用範囲が異なりますので詳細は乗車するバス事業者にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 各バス会社営業所

航空旅客運賃の割引

身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたが、国内の航空機を利用するとき、次のとおり航空運賃が割引されます。

【対象者】

区 分	適用範囲	割引率	取扱区間
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	本人及び介護者（１人まで） ※介護者の適用範囲は各航空会社によって異なります	各航空会社によって異なります	定期航空路線の国内線全区間

【利用方法】

航空券の購入および搭乗手続きの際に手帳を提示してください。

【お問い合わせ】 各航空会社営業所

タクシー運賃の割引

身 知

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けているかたは、手帳を提示することにより、次のとおり割引されます。

【対象者】

身体障害者手帳・療育手帳所持者

対 象	割引率	取扱区間
身体障害者	１割	国内のほとんどのタクシー事業所が実施しています
知的障害者	１割	

※ 福祉タクシー利用券（６８ページ参照）と併用できます。

【利用方法】 料金を支払う時に手帳を提示してください。

【お問い合わせ】 各タクシー事業者

有料道路通行料金の割引



【担当窓口 障害福祉課】

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けているかたは、障害の程度によって、有料道路の利用料金が次のとおり割引されます。事前に登録が必要となります。

【対象障害者の範囲】

1. 障害者ご本人が運転される場合

身体障害者手帳の交付を受けているすべてのかた

2. 障害者ご本人以外のかたが運転され、障害者ご本人が同乗される場合

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたのうち、「**重度の障害**」のかた

※「**重度の障害**」…障害者手帳の『旅客鉄道株式会社旅客運賃減額』が第1種のかた

対 象	障害程度	条 件	割引率	取扱区間
身体障害者	1 種	本人・介護者運転	5 0 %以内	全国の有料道路
	2 種	本人運転のみ		
知的障害者	㊤・A	介護者運転		

【対象自動車の範囲 ※自動車に登録する場合】

1. 自家用であること（事業用のものは登録できません。）

2. 自動車検査証上の所有者名または使用者名が個人名義であること

※ 登録できる自動車は、障害者1人につき1台となっております。

※ 営業車など（法人名義、レンタカー、タクシー、軽トラック、代車など）は登録できません。

【対象自動車の範囲 ※自動車に登録しない場合】

親族や知人等の所有するもの（事業用のものは対象外）、レンタカー、車検時の代車、タクシー（重度の障害のかた）、福祉有償運送車両（重度の障害のかた）など

※ 自動車を登録しない場合は、E T Cの利用はできません。

【申請に必要なもの】

E T Cを利用しない場合	【自動車を登録する場合】 1. 障害者手帳 2. 自動車検査証または軽自動車届出済証 ※電子車検証の場合は、申請者が保有する電子機器で車検証情報を表示してください。 3. 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
	【自動車を登録しない場合】 1. 障害者手帳 2. 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）

E T Cを利用する場合	1. 障害者手帳 2. 自動車検査証または軽自動車届出済証 ※電子車検証の場合は、申請者が保有する電子機器で車検証情報を表示してください。 3. 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ） 4. E T Cカード（原則として障害者本人名義に限る） 5. E T C車載器の管理番号が確認できるもの （E T C車載器セットアップ申込書・証明書等） マイナンバーカードおよびマイナポータルへの登録をされたかたはオンライン申請ができます。必要書類や手続き方法は以下のサイトをご確認ください。 U R L https://www.expressway-discount.jp
--------------	---



【割引有効期間】

- ・新規および変更の申請については、申請日から2回目の誕生日まで
 - ・更新の申請については、申請日から3回目の誕生日まで
- ※ 有効期限の2カ月前から更新手続きができます。

N H K放送受信料の減免



次に該当するかたは、N H Kに申請すると受信料の減免が受けられます。

【対象者および免除区分】

区 分	対 象 者
全額免除	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちのかたがいる世帯で、住民基本台帳上の世帯員全員が市民税非課税であること
半額免除	次のかたが住民基本台帳における世帯主で、N H Kの受信契約者であること ・身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）のかた ・視覚障害または聴覚障害で手帳をお持ちのかた ・療育手帳をお持ちで、障害等級が重度（㊤またはA）のかた ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちで障害等級が重度（1級）のかた

【手続方法】 次のいずれかの方法でお手続きください。

窓 口	手 続 方 法	申請に必要なもの
障 害 福 祉 課	窓口で申請書に証明を受け、N H Kへご提出（郵送可）	（1）障害者手帳 （2）印鑑
N H K （電子）	N H KのHP内「受信料の窓口」より申請	＜半額免除の場合のみ＞ マイナンバーカードをお持ちでマイナポータルを利用されているかた（※療育手帳の所持を免除理由とした電子申請はできません。）

窓 口	手 続 方 法	申請に必要なもの
NHK (郵送)	①NHKのHP内「受信料の窓口」より申請書、専用の返信用封筒を取り寄せ ②申請書・申請に必要なものを専用の返信用封筒でNHKへ郵送	＜全額免除の場合＞ (1) 住民票（世帯全員用） (2) 市町村民税非課税証明書等（世帯全員分） (3) 障害者手帳の写しまたは手帳所持証明書
		＜半額免除の場合＞ (1) 住民票（世帯全員用など、世帯主がわかるもの） (2) 障害者手帳の写しまたは手帳所持証明書
NHK (窓口)	最寄りの放送局または営業センターで申請	(1) 上記「NHK（郵送）」と同様のもの (2) 印鑑

《注意事項》

- ・NHKに提出していただき、NHKが受理した月から受信料が免除となります。
(免除受理通知書等が送付されます。)
- ・免除適用後に市民税課税が課税されることになった場合や、障害等級が変わった場合はNHKまでご連絡ください。

【お問い合わせ・提出先】

NHKさいたま放送局経営管理企画センター…〒330-9890 さいたま市浦和区常盤 6-1-21

(電話) 048-833-2045 (受付時間 月～金 10時～17時) ※土・日・祝日は休館

NTT番号案内の料金減免

身 知 精

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたのうち、次のいずれかの障害のあるかた。

区 分	障害程度
視覚障害	1級～6級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1級、2級
聴覚障害	2級～4級、6級
音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害	3級、4級
療育手帳	㊤～C
精神障害者保健福祉手帳	1級～3級

【利用方法】

104番を利用する際、最初に「ふれあい案内」と申し出て、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を告げるにより、無料となります。

【お問い合わせ】NTT埼玉南支店…〒332-0035 川口市西青木 2-3-11

(電話) 0120-104174 (全国共通)

携帯電話基本使用料などの割引

身 知 精

各携帯電話事業者では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたに、基本使用料などの割引を行っています。詳しくは、各携帯電話事業者へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 各携帯電話事業者

郵便料金の減免

身 知

内容	料金	備考
点字郵便物 特定録音物等郵便物	無料	・点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とするもの ・特定録音物等郵便物は、日本郵便が指定する施設へ発受するものに限る ・重量 3kg まで
点字ゆうパック 聴覚障害者用ゆうパック	100～730 円	・聴覚障害者用ゆうパックは、日本郵便が指定する施設との間で発受されるものに限る ・重量 30kg まで
心身障害者用ゆうメール	92～310 円	日本郵便に届け出のあった図書館との間で図書閲覧のために利用されるものに限る

※心身障害者団体が発行する定期刊行物等は、第三種郵便（心身障がい者用低料第三種）の承認を受けることにより低廉な料金で送付できます。

※郵便物や荷物の内容品・差出方法等は郵便局までお問合せください。

【窓口】 各郵便局

青い鳥郵便葉書の無償配付

身 知

日本郵便株式会社は、重度の身体障害者のかたおよび重度の知的障害者のかたで、受付期間内に配付をご希望されたかたに、青い鳥がデザインされたオリジナル封筒に通常はがきをお入れした「青い鳥郵便葉書」を無償で配付いたします。

【配付対象】

重度の身体障害者（1級または2級のかた）

重度の知的障害者（㊤またはAのかた）

【受付期間】 毎年4月から5月頃

【配付はがき】

通常郵便はがき（無地、インクジェット紙またはくぼみ入り※）

※「くぼみ入り」は、視覚障害者のかたが使いやすいように、郵便はがきの表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏がわかるようにした郵便はがきです。

【配付枚数】 お一人につき上記配付はがきの中からいずれか1種類を20枚

【申出の方法】

最寄りの郵便局に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入して提出してください。郵送での申請も可能です。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ・窓口】

日本郵便株式会社お客様サービス相談センター・各郵便局

（電話）0120-2328-86 （携帯電話ご利用のかた）0570-046-666

市内公共施設使用料金の割引



障害者およびその介護者の経済的負担を軽減し、積極的な社会参加と自立促進を図ることを目的として、次に掲げる市内各施設の使用料などを減免しています。

※ 割引となるのは、個人利用に限ります。

【減免される対象者】

○ 障害者

次のいずれかに該当するかた

- （１）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた
- （２）障害福祉サービス受給者証、通所受給者証の交付を受けているかた
- （３）指定難病医療受給者証、指定難病要支援者証明事業（「登録者証」）、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、県単独指定難病医療受給者証の交付を受けているかた

○ 介護者

障害者に現に付き添って介護をしているかた（障害者１人につき１人まで）

※ 施設により異なる場合がありますので、詳しくは直接各施設へお問い合わせください。

【減免の申請】

施設を利用する際、障害者については、係員に手帳等を提示し、その介護者については、その障害者に付き添っている旨を申し出てください。

手帳の提示の代わりに「障害者手帳アプリ『ミライロ ID』の提示」でも減免が受けられます。ミライロ ID の利用方法についてはミライロ ID 公式ホームページをご覧ください。

【障害者に対する使用料などの減免実施施設一覧】

施 設 名	対象となる使用料などの内容	電 話	割引率
川口駅東口地下公共駐車場	駐車場使用料	048-226-7721	5 割引
川口駅西口地下公共駐車場	駐車場使用料	048-258-6561	5 割引
川口総合文化センター	駐車場使用料	048-258-2000	5 割引
医療センター	駐車場使用料（外来通院時に限る）	048-287-2525	無 料
自転車駐車場 （市内 13カ所）	駐車場使用料	048-259-9003	5 割引

施 設 名	対象となる使用料などの内容	電 話	割引率
水上少年自然の家	宿泊料	0278-72-8111	5 割引
文化財センター 旧田中家住宅	展示室入場料 入場料	048-222-1061	5 割引
科学館	入場料および観覧料（年間入場券 および年間観覧券を除く）	048-262-8431	5 割引
アートギャラリー 「アトリア」	観覧料（有料の自主企画展のみ）	048-253-0222	5 割引
西スポーツセンター	体育館、体育室、プール、 トレーニングルームの使用料	048-251-6377	5 割引
戸塚スポーツセンター	アリーナ、体育室、プール、 トレーニングルーム、弓道場の使用料	048-298-9993	5 割引
体育武道センター	トレーニングルームの使用料	048-251-9227	5 割引
青木町公園総合運動場	陸上競技場、弓道場、プールの使用料	048-251-6893	5 割引
東スポーツセンター	体育館、卓球室、プール、 トレーニングルームの使用料	048-222-4990	5 割引
北スポーツセンター	競技場の使用料	048-296-0761	5 割引
新郷スポーツセンター	体育館、プールの使用料	048-281-5834	5 割引
芝スポーツセンター	体育館、卓球コーナー、 トレーニングルームの使用料	048-266-6240	5 割引
安行スポーツセンター	体育館、プール、 トレーニングルームの使用料	048-296-1200	5 割引
老人福祉センター 「たたら荘」 （市内 10カ所） ※市内在住 60 歳以上の方 のみ施設利用可	使用料	048-229-3387 ※青木たたら荘 以外	無 料
		048-255-2620 ※青木たたら荘	
は〜とふる鳩ヶ谷 （鳩ヶ谷福祉センター内） ※市内在住 60 歳以上の方 のみ施設利用可	使用料	048-283-1619	無 料
厚生会館	会館使用料	048-297-0718	無 料
朝日環境センター	余熱利用施設の使用料	048-228-5300	5 割引
グリーンセンター	入園料	048-281-2319	無 料
	ミニ鉄道の乗車賃		5 割引
	フィールドアスレチック遊具利用料		